

社会福祉法人 四恩会 一般事業主行動計画書

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法 一体型

女性が活躍できる雇用環境の整備を行い、また、男性女性ともに仕事と家庭を両立させることができ、全ての職員が各職場で十分に能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

【計画期間】

2022年4月1日 ～ 2027年3月31日 までの5年間

【内容】

〔目標1〕

男女ともに、産前産後休業や育児休業、介護休業、及び子の看護休暇など取得しやすい環境の整備をする。 《次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法》

〔対策1〕

- ① 育児・介護と仕事の両立のための相談窓口設置
- ② 産前産後及び育児休業において必要時に個別面談を実施し、円滑な職場復帰を支援
- ③ 事業所内等において諸制度の周知徹底や情報公開

〔目標2〕

男性職員の育児休業、子の看護休暇の取得を促進し、取得率をあげる。 《次世代育成支援対策推進法》

〔対策2〕

- ④ 管理職、事務局員、及び職員の「法」及び「規程」の周知徹底
- ⑤ 男性職員の育児休業の取得しやすい環境作り

〔目標3〕

管理職（課長級以上）の占める女性割合を増やし、管理職の男女比と全職員の男女比が同程度【65%】になるようにする。 《女性活躍推進法》

〔対策3〕

- ① 個別面談による、意欲と能力のある女性職員の把握
- ② キャリア形成のため、チームリーダー研修の実施、受講

社会福祉法人 四恩会 一般事業主行動計画書

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

【計画期間】

2018年4月1日 ～ 2022年3月31日 までの4年間

【内容】

〔目標1〕

産前産後休業や育児休業、介護休業、及び子の看護休暇など取得しやすい環境の整備

〔対策1〕

- ① 育児・介護と仕事の両立のための相談窓口設置
- ② 事業所内等において諸制度の周知徹底や情報提供

〔目標2〕

男性職員の育児休業、子の看護休暇の取得を促進し、取得率を上げる

〔対策2〕

- ① 管理職、事務局員、及び職員の「法」及び「規程」の周知徹底
- ② 男性職員の育児休業の取得しやすい環境作り